

## 補助事業の概要について

補助事業者は、以下の要件を満たす事業者に対して、省エネ設備等の導入に係る経費を補助するものとする。

## 1 補助対象者

次に掲げる事項の全てに該当する者。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は、個人事業主、中小企業団体等及びその他法人（医療法人、社会福祉法人、NPO法人等）であり、かつ従業員300人以下の法人。
- (2) 中小企業者以外の者（以下「大企業」という。）から、次に掲げる出資又は役員を受け入れていない者であること。
  - ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有
  - ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有
  - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上
- (3) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37条）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第20条第1項の規定による通報の対象となった者ではないこと。
- (4) 広島県内に事業場（工場等）を有すること。
- (5) 広島県の県税を滞納していないこと（納税義務者でない者は除く。）。
- (6) 本補助金の申請設備に対して、重複して国又は県から補助金の交付を受けていないこと。なお、地方自治体の単独費による補助金であれば併用可能。

## 2 補助対象事業

補助対象者が所有する県内事業場に、次に掲げる設備を導入するもの。

## (1) 省エネ設備

区分	補助対象設備	補助要件
ユーティリティ設備	高効率空調	既存設備を更新する場合であって、経済産業省が実施する「省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）」において、補助対象設備として登録、公表されている製品
	産業ヒートポンプ	
	業務用給湯器	
	高性能ボイラ	
	高効率コージェネレーション	
	低炭素工業炉	
	変圧器	
	冷凍冷蔵設備	
	産業用モータ	
	制御機能付きLED照明器具	
生産設備	工作機械	
	プラスチック加工機械	
	プレス機械	
	印刷機械	
	ダイカストマシン	
その他	省エネ診断により提案された省エネ設備（上記の対象とならないLED照明器具は除く）	1 t以上のCO2削減量効果が見込めるもの

(2) 断熱窓

熱貫流率が 2.9 以下の窓への更新（内窓の設置を含む）、又は熱貫流率が 1.7 以下のガラスへの交換

(3) 創エネ設備

ア 太陽光発電設備

10kW 以上であり、発電した電力量の 50%以上を自家消費するもの。また、FIT 又は FIP による売電を行わないもの。

イ 蓄電池

太陽光発電設備と同時設置するもの。

3 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもので、当該事業を行うために明らかに必要と認められる経費。

ア 設備費（設備機器の購入に要する費用をいう。）

イ 工事費（工事に要する費用をいう。）

(2) 補助対象外経費

次に掲げるものは補助対象外とする。

ア 導入する設備の能力が既存設備の能力と比べて過剰とみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費

イ 中古設備の導入に係る経費

ウ 土地の取得及び賃借に係る経費

エ 居住用途に係る経費

(3) 自社調達等による利益排除について

補助対象経費の中に事業者の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）がある場合は、補助金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を補助対象経費とするものとする。

4 補助率

1/2 又は 2/3\*

※2/3については、省エネ診断等に基づく設備導入を行う事業者に限る。

5 補助上限額

5,000 千円

6 予算額と採択予定件数

予算額：548,000 千円（※管理業務に係る経費を含む）

採択予定件数：150 件～200 件程度